

独立行政法人住宅金融支援機構

災害復興宅地融資のご案内

＜東日本大震災＞

目次

I	お申込みの条件	3ページ
II	お借入れの条件	
1	抵当権	4ページ
2	融資額	4ページ
3	融資金利	4ページ
4	返済期間	5ページ
5	返済方法	6ページ
6	火災保険	6ページ
7	融資手数料	6ページ
III	災害復興宅地融資の返済額の特徴	
1	融資金利の引下げ及び元金据置期間	7ページ
2	返済額の試算	7ページ
IV	申込方法	
1	申込受付期間	8ページ
2	申込先	8ページ
V	お申込時の提出書類	8ページ
VI	借入申込後の手続（機構融資手続の流れ）	11ページ
	・災害復興宅地融資の再度申込みについて	12ページ
VII	その他の事項	
<1>	親子リレー返済	13ページ
<2>	収入合算	13ページ
<3>	親孝行ローン	13ページ
<4>	お借入れ後の注意事項	14ページ
<5>	プライバシーポリシー（個人情報保護方針要約）	15ページ
	（書式）	
	・宅地の被害に係る証明書の提出に関する念書（災害宅地第6号書式）	17ページ
	・機構融資借入申込書（担保提供者に関する申出書）（参考書式第100号）	19ページ
	・親孝行ローンに関する申出書（災害第6号書式）	21ページ

東日本大震災により被災された皆さま方に、心からお見舞い申し上げます。

独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）では、東日本大震災により、よう壁等被害が生じた宅地の補修資金の借入れの申込みを受け付けておりますので、ご案内申し上げます。

I お申込みの条件

お申込みいただける方

次の(1)から(4)までの全てに当てはまる必要があります。

<p>(1) 東日本大震災により被害を受けた宅地を補修しようとする方で、当該宅地に被害が生じたことを証明する地方公共団体が発行した証明書を機構へ提出できる方</p>	<p>補修しようとする宅地に東日本大震災により被害を受けたことについて証明する地方公共団体が発行した証明書（名称は問いません。）を申込時に提出していただきます。</p> <p>※ 被災された宅地の補修工事が既に完了している場合は、融資を受けることができませんので、ご注意ください。</p> <p>※ 震災前から住宅が存在している宅地の補修が対象となります。</p> <p>※ 災害復興住宅融資と災害復興宅地融資の併用はできません。住宅に被害を受けた場合で住宅の補修等と併せて宅地の補修に充てる融資を希望される場合は、災害復興住宅融資をご利用ください。</p> <p>※ 賃貸する事業を行うための住宅の宅地を補修しようとする方又はマンション管理組合が申し込む場合は、融資の返済に関し、十分な保証能力のある連帯保証人が必要です。詳しくは、24 ページ記載の機構支店等へお問合せください。</p>										
<p>(2) 年収に占める全てのお借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が右の基準を満たしている方</p>	<p>●総返済負担率基準</p> <table border="1" data-bbox="491 913 1348 992"> <tr> <td>年収</td> <td>400 万円未満</td> <td>400 万円以上</td> </tr> <tr> <td>基準</td> <td>30%以下</td> <td>35%以下</td> </tr> </table> <p>●総返済負担率の計算式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\frac{\text{全てのお借入れの年間返済額の } 1/12 \text{ (*1)}}{\text{年収の } 1/12 \text{ (*2)}} \times 100 = \text{総返済負担率 (\%)}$ </div> <p>(*1) 全てのお借入れとは、災害復興宅地融資のほか、住宅ローン、自動車ローン、教育ローン、カードローン（クレジットカードによるキャッシングや商品の分割払いによる購入を含みます。）等のお借入れをいいます。</p> <p>なお、総返済負担率算出時の災害復興宅地融資の毎月の返済額は、「災害復興宅地融資金利のお知らせ」（チラシ）を参考に次のとおり算出してください。</p> <p>なお、ボーナス併用払いをご利用頂く場合でも、ボーナス併用払いをご利用いただかないものとして算出してください。</p> <table border="1" data-bbox="501 1417 1461 1641"> <tr> <td>元金据置期間（6 ページ参照）を設定する場合</td> <td>当初から <u>11 年目以降の金利（特例加算額の場合は特例加算額の金利）</u>により返済するものとして算出した<u>毎月の利息返済額</u></td> </tr> <tr> <td>元金据置期間を設定しない場合</td> <td>当初から <u>11 年目以降の金利（特例加算額の場合は特例加算額の金利）</u>により返済するものとして算出した<u>毎月の元金返済額（元金均等毎月払いの場合は初回の元金返済額）</u></td> </tr> </table> <p>(*2) 総返済負担率基準を満たさないときは、同居する親族や同居しない直系親族の収入を合算できる場合もあります。詳しくは13 ページをご覧ください。</p>	年収	400 万円未満	400 万円以上	基準	30%以下	35%以下	元金据置期間（6 ページ参照）を設定する場合	当初から <u>11 年目以降の金利（特例加算額の場合は特例加算額の金利）</u> により返済するものとして算出した <u>毎月の利息返済額</u>	元金据置期間を設定しない場合	当初から <u>11 年目以降の金利（特例加算額の場合は特例加算額の金利）</u> により返済するものとして算出した <u>毎月の元金返済額（元金均等毎月払いの場合は初回の元金返済額）</u>
年収	400 万円未満	400 万円以上									
基準	30%以下	35%以下									
元金据置期間（6 ページ参照）を設定する場合	当初から <u>11 年目以降の金利（特例加算額の場合は特例加算額の金利）</u> により返済するものとして算出した <u>毎月の利息返済額</u>										
元金据置期間を設定しない場合	当初から <u>11 年目以降の金利（特例加算額の場合は特例加算額の金利）</u> により返済するものとして算出した <u>毎月の元金返済額（元金均等毎月払いの場合は初回の元金返済額）</u>										
<p>(3) 日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方</p>	<p>お申込みできる外国人の方は、次の①又は②の方に限られます。</p> <p>①出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 22 条第 2 項又は第 22 条の 2 第 4 項により永住許可を受けている方</p> <p>②日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 3 条、第 4 条又は第 5 条による特別永住者の方</p> <p>(*1) 外国人の方は、10 ページの【外国人の方の場合】の A 及び B の書類をご提出ください。</p> <p>(*2) 外国人の方が連帯債務者、融資物件の共有者又は担保提供者となる場合も同様です。</p>										

※ 親孝行ローン（被害が生じた宅地上の住宅に居住している満 60 歳以上の親等（父母・祖父母等）のために、宅地の補修を行う場合の融資）も利用できます。災害により被害が生じた宅地上の住宅の居住者が、融資を利用する方又はその配偶者の直系尊属であること等の要件があります。詳しくは13 ページをご覧ください。

! ご注意

- ・ お申込時に上記の条件を満たしている場合であっても、審査の結果、ローンの延滞履歴がある等返済に懸念がある方については融資をお断りしたり、希望融資額を減額することがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 反社会的勢力である者からの借入申込みは、一切お断りします。また、後日、反社会的勢力であることが判明した場合は、直ちに手続を中止し、ご融資はいたしません。

個人信用情報の利用について

お申込みに当たり、申込本人及び連帯債務者の個人信用情報が機構の加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に登録されている場合は、その個人信用情報を機構の融資審査に利用します。また、融資に当たり、融資内容を機構の加盟する個人信用情報機関に登録します。

機構団体信用生命保険（共済）特約制度にご加入ください！

災害復興宅地融資は長期の返済になります。機構団体信用生命保険（共済）特約制度に加入していれば、万一、返済の途中で加入者が死亡又は高度障害状態等になった場合、機構に対する残債務は全額消滅します。ぜひ、加入することをお勧めします。機構団体信用生命保険（共済）特約制度には、「機構団信」及び「3大疾病付機構団信」がありますので、詳しくは、別冊「機構団信特約制度ご案内」をご覧ください。

なお、ご加入された場合の特約料は、お客さまのご負担となります。

II お借入れの条件

1 抵当権

原則として、補修工事の行われる宅地及び宅地上の建物に機構のための第1順位の抵当権を設定していただきます。ただし、融資額が300万円以下の場合、抵当権の設定は不要です。

- ※ 申込時点の住宅金融支援機構からの借入残高（無担保のものに限る。）がある場合は、融資額に当該残高を加えた額が300万円超となる場合は、抵当権の設定が必要となります。
- ※ 抵当権の設定費用（登録免許税、司法書士報酬等）はお客さま負担となります。
- ※ 宅地上の建物に機構（旧公庫を含む。）の融資又はフラット35（買取型）に係る抵当権が設定されているときは、今回の災害復興宅地融資に係る抵当権と併せて抵当権を設定していただきます。
- ※ 敷地に他の借入金のための抵当権が設定されているときは、機構から当該抵当権の抵当権者である金融機関に対し災害復興宅地融資の抵当権等の融資条件について説明を行うこともできます。

2 融資額

融資額の合計額は、所要額（震災により宅地に生じた、よう壁の損壊その他の被害の補修に要する費用）又は次の表の合計額のいずれか低い額が限度となります（10万円以上10万円単位です）。

基本融資額	特例加算額	合計
440万円	230万円	670万円

- ※ よう壁の設置・補修、のり面の保護・補修、排水溝・排水管等の排水施設の設置・補修、整地工事、損壊よう壁等の除去並びにこれらの工事に併せて行う宅地の舗装工事又は造園植栽工事等に利用できます。
- ※ 国、地方公共団体等から宅地の補修費に対する補助金等を受けられる方は、融資額が減額になる場合があります。

! ご注意

返済に懸念があるとき等、返済計画や担保等の状況によっては、融資額を減額する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

3 融資金利

- ・ 融資金利は、借入申込時に返済期間の全ての期間の金利が確定する全期間固定金利型です。ただし、基本融資額の金利は、段階的に高くなるため、毎月の返済額が当初5年経過後及び10年経過後に増加します。災害復興宅地融資の返済額の特徴については、7ページをご確認ください。
- ・ 融資金利は、原則として毎月見直します。（*）
 - ※ 最新の融資金利については、「災害復興宅地融資金利のお知らせ」（チラシ）又は24ページ記載の機構ホームページの「金利情報」でご確認いただくか、24ページの機構お客さまコールセンター又は取扱金融機関にお問合せください。
 - （*）災害復興宅地融資ではお申込みいただいた時点での融資金利が適用されますので、融資の手続中に融資金利の見直しにより金利が引き下げられても、お客

さまの融資金利は変更されません。見直し後の金利をご希望の場合は、いったんお申込みを取り下げていただき、改めてお申込みをやり直していただくことが必要となります。ただし、その場合、お申込みをやり直した時点の状況に基づき、改めて審査をさせていただきますので、審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額が減額される場合があります。12ページの「<災害復興宅地融資の再度申込みについて>」を十分ご確認の上、手続を行ってください。

4 返済期間

返済期間は、次の **(1) 申込区分による最長返済期間** と **(2) 年齢による最長返済期間** のいずれか短い年数以内でお選びください。
 なお、選択できる返済期間は、1年以上、1年単位となります。

(1) 申込区分による最長返済期間

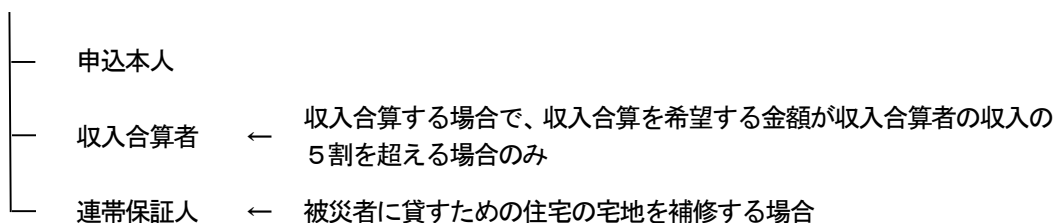
20年	※ 返済期間内でご融資の契約日から1年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定できます（返済期間は延長されません。）。
-----	---

! ご注意

元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定した場合は、元金据置期間を設定しない場合に比べて総返済額が多くなることにご注意ください。 → 「Ⅲ 災害復興宅地融資の返済額の特徴」（7ページ）参照

(2) 年齢による最長返済期間

「80歳」－「次のいずれかのうち年齢が高い方（注）の申込時の年齢（1歳未満切上げ）」（※）



（※） 親子リレー返済（13ページ参照）をご利用いただく場合は、「80歳」－「後継者又は連帯保証人のいずれかのうち年齢が高い方の申込時の年齢（1歳未満切上げ）」となります。

【例1】 申込本人（満61歳）が単独でお申込みの場合

① 元金据置期間を設定しない場合

申込区分による最長返済期間……20年
 年齢による最長返済期間……18年（80歳－62歳（1歳未満切上げ））



1年～18年（1年単位）の範囲で返済期間を設定いただけます。

② 元金据置期間（1年）を設定する場合

申込区分による最長返済期間……20年
 年齢による最長返済期間……18年（80歳－62歳（1歳未満切上げ））
 元金据置期間を除く返済期間……17年（18年－1年（元金据置期間））



2年～18年（1年単位）の範囲で返済期間（元金据置期間の1年間を含む。）を設定いただけます。

【例2】 申込本人（満30歳）の収入が400万円、収入合算者（満64歳）の収入が600万円のお申込みの場合

① 収入合算者の年収（600万円）を全額合算する場合

収入合算者の年齢が基準となりますので、最長の返済期間は15年（80歳－65歳（1歳未満切上げ））となります。



1年～15年（1年単位）の範囲で返済期間を設定いただけます。

② 収入合算を300万円（600万円の5割）以下とする場合

申込本人の年齢（31歳（1歳未満切上げ））が基準となりますので、最長の返済期間は20年（申込区分による最長返済期間）となります。



1年～20年（1年単位）の範囲で返済期間を設定いただけます。

5 返済方法

元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い

- ※ 融資額が130万円以上の場合には、ボーナス併用払いをご利用いただけます。また、特例加算額が120万円以下となるときは、基本融資額についてのみボーナス併用払いがご利用いただけます。
- ※ ボーナス払いをご利用いただく場合であっても、元金据置期間を設定するときは、元金据置期間中の返済は毎月払いのみとなります。
- ※ ボーナス払い分は、基本融資額と特例加算額の融資額ごとに10分の4以内で50万円単位となります。
- ※ 返済額の試算は、「災害復興宅地融資金利のお知らせ」(チラシ)を参考にするか、24ページ記載の機構ホームページ又は機構お客さまコールセンターで行うことができます。

●返済方法のタイプと特徴について

元利均等返済	元金均等返済
<p>① 毎月の返済額が一定になります。 ② 総返済額は、元金均等返済に比べて多くなります。</p>	<p>① 毎月の返済額が減少していきます。 ② 元利均等返済と比べて総返済額は少なくなります。</p>

※ 上表の図は、返済期間中の金利が同一の場合のイメージ図です。

6 火災保険

- ・ 補修工事の行われる宅地上の建物に抵当権を設定させていただく場合は、返済終了までの間、建物に次の要件を満たす火災保険を付けていただきます。
- ※ 火災保険料は、お客さまのご負担となります。
- ※ 特約条項については、次の要件に抵触しないものであれば付帯して差し支えありません。

火災保険の要件	
1 種類	損害保険会社が扱う火災保険又は法律の規定による火災共済であること。 【法律の規定による火災共済の具体例】 JA共済、JF共済、全労済、都道府県民共済、CO・OP共済
2 補償対象	建物の火災(地震・噴火又はこれらによる津波を原因とする火災を除く。)による損害を補償対象としていること。
3 保険金額	機構の総借入額以上であること。ただし、総借入額が建物の評価額を超える場合は、建物の評価額と同額であること。 ※ 付保割合条件付実損払特約条項付きの火災保険を付保する場合は、機構の総借入額を下回る保険金額でも差し支えありません。
4 付保の継続	返済終了するまでの間、火災保険の付保が必要です。 火災保険の保険期間は最長10年であるため、返済終了までの間に火災保険が満期になった場合は、火災保険の更新手続又は新規加入手続が必要です。 保険期間及び保険料払込方法は、問いません。

7 融資手数料

融資手数料は、必要ありません。

Ⅲ 災害復興宅地融資の返済額の特徴

東日本大震災に係る災害復興宅地融資は、融資金利の引下げや元金据置期間の設定により、返済期間中に返済額が増加する等の特徴がありますので、次の特徴をご確認願います。

1 融資金利の引下げ及び元金据置期間

融資金利の引下げ	元金据置期間
基本融資額の融資金利を、当初5年間は年0%に引き下げ、6～10年目の融資金利を申込時の災害復興宅地融資金利（基本融資額）の11年目以降の融資金利から年0.53%引き下げます（引下げ後の金利の下限は0%）。 ※ 特例加算額の金利については、引下げはありません。	返済期間内でご融資の日から1年間の元金据置期間を設定できます（元金据置期間を設定した場合でも、返済期間は延長できません。）。

！ ご注意

返済額の特徴をご確認の上、資金計画・返済計画をご検討ください。

- 【特徴1】 基本融資額については、金利変更により6年目及び11年目に返済額が増加します。
(元金据置期間を設定した場合)
- 【特徴2】 元金据置期間終了後、元金の返済が始まり、返済額が増加します。
- 【特徴3】 元金据置期間を設定しない場合に比べて総返済額が多くなります。

2 返済額の試算

返済額の試算は、機構ホームページ (<http://www.jhf.go.jp/>) 又は24ページ記載の機構お客さまコールセンターで行うことができます。

IV 申込方法

1 申込受付期間

平成 33 年 3 月 31 日まで

※ 法律に基づく制限によりこの日までに宅地の補修を行うことができない場合で、当該制限により平成 33 年 3 月 31 日までにお申込みできないときは、当該制限解除後 6 か月以内であればお申込みいただけます。

2 申込先

お近くの災害復興宅地融資取扱金融機関の窓口又は郵送により機構郵送申込係にお申込みください。

※ 災害復興宅地融資取扱金融機関は、24 ページ記載の機構ホームページ又は機構お客さまコールセンターで確認してください。

※ 郵送により機構にお申し込みいただいた場合であっても、契約やご返済等の手続は、お客さまが希望された災害復興宅地融資取扱金融機関で行います。郵送申込みは郵便で書類のやりとりを行いますので、手続に時間がかかる場合があります。

※ 親孝行ローンをお申し込みいただく場合は、次のいずれかの災害復興宅地融資取扱金融機関にお申込みください。郵送により機構にお申し込みいただく場合も、次のいずれかの災害復興宅地融資取扱金融機関において契約の手続等を行います。

- ・ 申込本人の現住所又は勤務先の所在地と同一都道府県内の災害復興宅地融資取扱金融機関
- ・ 補修する宅地の所在地と同一都道府県内の災害復興宅地融資取扱金融機関

※ 機構（旧住宅金融公庫）融資又はフラット 35（買取型）をご返済中の場合は、現在ご返済中の取扱金融機関にお申し込みいただけますが、現在ご返済中の取扱金融機関が災害復興宅地融資取扱金融機関ではない場合は、現在ご返済中の取扱金融機関ではなくお近くの災害復興宅地融資取扱金融機関にお申込みください。

※ マンションの敷地を補修するマンション管理組合又は賃貸する事業を行うための住宅の宅地を補修する方は、24 ページ記載の機構支店のお問合せ先へお問合せください。

郵送申込先
〒112-8570 東京都文京区後楽1丁目4番10号
独立行政法人住宅金融支援機構 本店 郵送申込係
TEL 03-5800-8170

V お申込時の提出書類

ご提出いただく書類 をご提出いただきます。

なお、審査上、**ご提出いただく書類** 以外の書類（収入、補修費、他の借入金、手持金等に関する書類）の提出（提示）をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

また、提出された書類は原則としてお返しできませんので、ご了承ください。

※ **ご提出いただく書類** の表中で使用する「申込年度の前年」、「申込年度の前年 1 年間後」の意味は、次のとおりです。

申込年度	申込年度の前年	申込年度の前年 1 年間後
平成 30 年度	平成 <u>29</u> 年 1 月 1 日 ～ 平成 29 年 12 月 31 日	平成 <u>30</u> 年 1 月 1 日 ～
平成 31 年度	平成 <u>30</u> 年 1 月 1 日 ～ 平成 30 年 12 月 31 日	平成 <u>31</u> 年 1 月 1 日 ～
平成 32 年度	平成 <u>31</u> 年 1 月 1 日 ～ 平成 32 年 12 月 31 日	平成 <u>32</u> 年 1 月 1 日 ～

ご提出いただく書類

(各1通)

書類名	説明	入手先	
災害復興宅地資金借入申込書	各書類には実印を押印してください。 ※ 印鑑登録をしていない場合は、登録予定の印をご使用ください。	24 ページ記載の機構お客さまコールセンター取扱金融機関 (申込書類) (に同封)	
資金計画・返済計画表			
個人情報の取扱いに関する同意書			
災害復興宅地融資商品概要説明書			
運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード（氏名、住所、生年月日が記載されたもの）又は健康保険証のうちいずれかの写し	申込本人及び連帯債務者のそれぞれの方の分が必要です。	申込本人	
地方公共団体が発行した宅地に被害を受けたことの証明書の写し ※ 証明書の名称は問いません。	原本を提示の上、写しをご提出ください。 ※ 地方公共団体から当該証明書の交付が遅れている場合は、申込時に「宅地の被害に係る証明書の提出に関する念書（参考書式 災害宅地第6号書式）（17ページ）を提出していただき、融資の契約時までに当該証明書の原本を提示の上、写しを提出してください。	市区町村	
申込本人の収入及び納税に関する証明書 申込年度の前年分（1月～12月分）	給与収入のみの方 右のアからウまでの書類のうちいずれかのもの（*2）	ア 住民税課税証明書（支払給与の総額の記載があるもの）（*1）	市区町村
		イ 特別徴収税額の通知書（支払給与の総額の記載のあるもの）（*1） ※ 通常、毎年5月から6月までにかけて市区町村から勤務先を通して交付されますが、市区町村から再発行は受けられませんのでご注意ください。	勤務先
		ウ 勤務先の社印のある源泉徴収票（支払給与の総額の記載のあるもの）	勤務先
	上記以外の方 右のア又はイの書類のうちいずれかのもの（*3）	ア 次のaからcまでの全ての書類 a 納税証明書（その2・所得金額用） b 納税証明書（その1・納税額用） c 確定申告書（写）	税務署
		イ 次のa及びbの証明書 a 住民税課税証明書（所得金額の記載のあるもの）（*4） b 住民税納税証明書（納税額の記載のあるもの）（*5） ※ aの証明書の「特別徴収税額」等の欄に金額の記載があり、又はaの証明書に「特別徴収中」である旨の表示がある等、住民税の総額を特別徴収されていることがわかる場合は、bの証明書の提出は不要です。	市区町村
	公的年金収入のある方	公的年金等の種類及び受給額の内容が確認できる書類（*6） （例示1）「公的年金収入」と記載されている住民税課税証明書（*7） （例示2）公的年金等の源泉徴収票 ※ 非課税の年金（遺族年金、障害者年金等）を受給している場合は、（例示1）の書類で確認できないことがあります。詳しくは、24 ページ記載の機構お客さまコールセンターにお問合せください。	市区町村等
<p>（*1）支払給与の総額の記載がある市区町村の発行した証明書であれば、他の名称の証明書であってもかまいません。</p> <p>（*2）提出できない時期においては、源泉徴収票（支払給与の総額の記載のあるもので社印は不要）を提出し、融資の契約時までにアからウまでの書類のうちいずれかのものをご提出ください。【注】</p> <p>（*3）提出できない時期においては、確定申告書（写）を提出し、融資の契約時までにア又はイの書類のうちいずれかのものをご提出ください。【注】</p> <p>（*4）市区町村の発行した証明書で所得金額の記載があれば、他の名称の証明書であってもかまいません。</p> <p>（*5）市区町村の発行した証明書で納税額の記載があれば、他の名称の証明書であってもかまいません。</p> <p>（*6）複数の種類の年金を受給している場合は、それぞれについて提出が必要です。</p> <p>（*7）住民税課税証明書に「公的年金収入」ではなく「公的年金等収入」と記載されている場合、併せて年金の種類と受給額を確認できる書類の提出が必要です。詳しくは、24 ページ記載の機構お客さまコールセンターにお問合せください。</p> <p>【注】 借入申込時に提出していただいた書類と融資の契約時までに提出していただいた書類の収入金額などが異なる場合は、改めて審査を行います。審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額が減額される場合があります。</p>			

82 円切手を貼った封筒	融資予約通知書送付用の封筒に 82 円切手を貼ってご提出ください。	24 ページ 記載の機構お客さまコールセンター 取扱金融機関 （申込書類 に同封）	
【機構団体信用生命保険（共済） 特約制度に加入する場合】 申込書等 （ご加入いただく団信の種類により提出書類が異なります。）	<ul style="list-style-type: none"> ● 機構団信に加入する場合 機構団信特約制度申込書（「機構団体信用生命保険による債務弁済充当契約申込書」及び「団体信用生命保険申込書兼告知書」） ● 3大疾病付機構団信に加入する場合 次のア及びイの書類を提出してください。 ア 3大疾病付機構団信特約制度申込書（「3大疾病保障付機構団体信用生命保険による債務弁済充当契約申込書」及び「3大疾病保障特約付団体信用生命保険申込書兼告知書」） イ 健康診断結果証明書（借入金額が3,000万円を超える場合） <p>※ 申込時に提出できない場合は、融資の契約手続時までにご提出ください。</p>		
【宅地・ 建物を担保提供 する方がいる 場合】	82 円切手を貼った定形郵便物の封筒	申込本人又は連帯債務者以外の方が宅地・建物を共有する場合で、その方が申込日現在、申込本人又は連帯債務者の方と同居していないときに限ります。 ※ 該当する方1名につき1通必要となります。 ※ 宅地・建物を担保提供する方の住所、氏名及び郵便番号をご記入の上、82円切手を貼ってください。	申込人
	機構融資借入申込書（担保提供者に関する申出書）（参考書式第100号書式）	申込本人又は連帯債務者以外の方が宅地・建物を共有する場合で、申込本人及び連帯債務者以外の担保提供者がいるときに限ります。	本ご案内 19 ページ
【連帯債務者の収入を合算する場合又は親子リレー返済をご利用いただく場合】 連帯債務者の収入及び納税に関する証明書		「申込本人の収入及び納税に関する証明書」欄の書類と同じものをご提出ください。	市区町村 勤務先 税務署
【申込年度の前年1月以降に転職や就職をした場合】 給与証明書等		転・就職後の勤務先が発行する「給与証明書（参考書式第4の1の1号）（*）」 （*）書式は24ページ記載の機構ホームページで入手できます。 ※ 転職・就職の時期により、提出書類が異なります。	申込本人 勤務先
【親孝行 ローンを利用 いただく場合】	親孝行ローンに関する申出書	親孝行ローンに関する申出書（災害第6号書式）	本ご案内 21 ページ
	住民票又は住民票の除票	災害発生当時、被害を受けた宅地に存する住宅に親が居住していたことが確認できるもの	市区町村
	戸籍謄抄本	申込本人と被害を受けた宅地に存する住宅に入居する親との続柄が確認できるもの（住民票で続柄が確認できる場合は提出不要です。）	市区町村
土地の登記事項証明書（全部事項証明書）		申込日前2か月以内に発行されたものをご提出ください。 ※ 敷地権登記がされている場合でも、補修する宅地の登記事項証明書は必要です。	法務局 （登記所）
補修する宅地に存する建物の登記事項証明書（全部事項証明書）		申込日前2か月以内に発行されたものをご提出ください。	法務局 （登記所）
【外国人の方の場合】 在留資格を証する書類		外国人の方は、次のア及びイの書類を提出してください。 ア 次のaからcまでのいずれかの書類の写し a 在留カード（出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定されているもの） b 特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条に規定されているもの） c 外国人登録証明書（旧外国人登録法（昭和27年法律第125号）第5条に規定されている登録証明書のうち在留資格が記載されているもの） イ 住民票	申込本人 申込本人 申込本人 市区町村

VI 借入申込後の手続（機構融資手続の流れ）

取扱金融機関にご来店の際は、本人確認資料として運転免許証（パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード（氏名、住所、生年月日が記載されたもの）又は健康保険証でも可）をご持参ください。運転免許証等をお持ちでない等の場合は、24ページの機構お客さまコールセンター又は取扱金融機関にお問合せください。また、審査上、以下に記載している提出書類以外の書類の提出（提示）をお願いすることがありますので、ご了承ください。

! ご注意

お申込みのやり直しをする場合は、手続の流れや提出書類が一部異なる場合がありますので、詳しくは、24ページの機構お客さまコールセンター又は取扱金融機関にお問合せください。

なお、お申込みのやり直しに際しては、12ページの「<災害復興宅地融資の再度申込みについて>」をご確認の上、手続を行ってください。

申 込 み

お近くの災害復興宅地融資取扱金融機関の窓口又は郵送により機構本店郵送申込係にお申込みください。



融 資 の 決 定

取扱金融機関（郵送によりお申込みされた場合は機構）から「融資予約通知書」が郵送されます。
※ 融資の決定の日から6か月以内に金銭消費貸借契約を締結できないときは、取扱金融機関の窓口までご連絡ください。



工 事 着 工



担保提供意思確認

- ・担保提供者（連帯債務者にならない共有者等）の方には、融資の契約時までに取扱金融機関にご来店いただき、抵当権設定に関する確認等をさせていただきます。
- ・申込時に申込本人と同居していない方は、郵送により担保提供承諾書を送っていただきます。



現 場 審 査

- ・現場審査は、宅地の補修工事が完了していることを地方公共団体等(*)が現地で確認するものです（この審査には手数料は、必要ありません。）。
 - ・補修工事完了時の約10日前に地方公共団体等に現場審査の申請をしてください。
- (*) 地方公共団体等とは、機構と契約を締結した地方公共団体又は民間の工事審査機関となります。詳しくは、24ページ記載の機構ホームページをご覧ください。

【提出書類】（各1部） < >内は入手先

- ・現場審査申請書（災害復興宅地等）
<24ページ記載の機構ホームページ又は機構お客さまコールセンター>
- ・委任状（代理人が申請する場合のみ）
<24ページ記載の機構ホームページ又は機構お客さまコールセンター>
- ・融資予約通知書の写し（原本提示） <申込本人>
- ・工事請負契約書等の写し（原本提示） <申込本人>
- ・その他地方公共団体等が提出をお願いする書類



火災保険への加入

宅地の補修工事完了後、融資の契約までに火災保険に加入いただくか、必要に応じて、既に加入している火災保険の保険内容を変更してください。



融資の契約・
抵当権の設定

現場審査合格後に融資の契約(金銭消費貸借抵当権設定契約)の締結及び抵当権の設定登記をします。

【提出書類】(各1部) < >内は入手先

- ・金銭消費貸借抵当権設定契約証書 <取扱金融機関>
- ・返済額のご通知 <申込本人>
- ・抵当権設定登記に関する委任状 <取扱金融機関>
- ・宅地及び宅地上の建物の登記済証(権利証) <申込本人>
※ 「登記識別情報」の通知を受けている場合は、登記済証に代えて、「登記識別情報」が記載された書面を抵当権の登記手続を行う司法書士又は取扱金融機関に提出してください(登記識別情報は極めて重要な情報ですので、必ず封筒に入れて封緘してご提出願います。)
- ・登記原因証明情報 <取扱金融機関>
- ・宅地の登記事項証明書(全部事項証明書) <法務局(登記所)>
- ・印鑑証明書(申込本人及び担保提供者は各2部、連帯債務者は各1部) <市区町村>
- ・現場審査に関する通知書(災害復興宅地)(金融機関提出用) <地方公共団体等>
※ 地方公共団体等において封緘したものを開封せずにご提出ください。
- 親孝行ローンをご利用いただく場合
 - ・融資住宅に入居した親の住民票 <市区町村>



資金のお受取

資金は、抵当権設定登記の手続を終えた後に交付します。

※ 融資金の受取は、抵当権の設定後になりますので、融資の契約から1か月程度かかります。

<災害復興宅地融資の再度申込みについて>

融資手続中に、お申込み時の金利よりも融資金利が下がった場合は、金利引下げのメリットを受けるために、今回のお申込みを取り下げ、再度申込みをすることができます(以下「再度申込み」といいます。)。ただし、再度申込みをされた時点での状況に基づき改めて審査をしますので、審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額が減額される場合があります。

再度申込みをする場合は、下記の(1)から(7)までの注意点について十分ご確認の上、手続を行ってください。詳しくは、24ページの機構お客さまコールセンターにお問合せください。

- (1) 再度申込みができる期間は、災害復興宅地融資の申込受付期間内で、現場審査の申請前までです。
- (2) 再度申込みをする場合は、借入申込書等の書類を再度ご提出いただきます。
- (3) 返済期間や融資額等の借入れの条件は、再度申込みをする時点での条件となりますので、当初のお申込みに適用された条件と異なる場合があります。
- (4) 「(2) 年齢による最長返済期間」(5ページ参照)は再度申込みの時の年齢(1歳未満切上げ)により算定しますので、再度申込みをする場合、当初のお申込みにおいて選択した返済期間を選べない場合があります。
- (5) 再度申込みをされた場合は、当初のお申込み時点からの状況変化に伴い新規のお申込みとして改めて審査を行いますので、審査の結果、融資をお断りすることがあります。
- (6) 当初のお申込みに併せて機構団体信用生命保険(共済)特約制度への加入手続が行われていても、再度申込みをする場合は機構団体信用生命保険(共済)特約制度についても新たに加入の手続を行っていただき、新規のお申込みとして改めて審査を行いますので、審査の結果、機構団体信用生命保険(共済)特約制度への加入をお断りすることがあります。
- (7) 再度申込時点での審査の結果、融資が受けられなくなったり、融資額が減額となった場合でも、一度取り下げられたお申込みを復活させることはできません。

VII その他の事項

<1> 親子リレー返済

次の①から③までの全ての要件にあてはまる方を後継者としていただく場合は、後継者の年齢により返済期間を選択できます。

① 申込本人の親族（配偶者を除く。）又はその配偶者で定期的収入のある方
② 申込時の年齢が満79歳未満の方
③ 連帯債務者となることができる方

！ ご注意 親孝行ローンの場合は、親子リレー返済はご利用いただけません。

<2> 収入合算

1 収入合算をすることができる方

申込本人の収入だけでは総返済負担率基準を満たさない場合は、次の①から③までの全ての要件にあてはまる方の収入を合算することができます。

① 申込本人との関係が次のいずれかにあてはまる方（※）で、定期的な収入があること ・融資宅地上の住宅に同居する申込本人の配偶者等（申込本人の配偶者若しくは婚約者又は申込本人と内縁関係にある者をいいます。以下同じです。） ・融資宅地上の住宅に同居する申込本人の親族 ・融資宅地上の住宅に同居しない申込本人の直系親族	※ 親孝行ローンの場合は、次のいずれかに当てはまる方 ・申込本人の配偶者等 ・申込本人の直系親族 ・融資宅地上の住宅に入居する親 ・融資宅地上の住宅に入居する親と同居予定の方
② 借入申込日現在の年齢は問わない。ただし、収入合算者の収入の5割を超えて収入合算する場合は、当該収入合算者の年齢により返済期間が短くなることがあるので注意すること。	
③ 連帯債務者となる方、日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方	

2 収入合算をすることができる金額

融資住宅に同居する方	申込本人の配偶者等 申込本人の配偶者以外の親族	収入全額の合算が可能です。
融資住宅に将来同居する方	申込本人の配偶者等 申込本人の直系親族 申込本人の直系親族以外の親族	
融資住宅に同居しない方	申込本人の直系親族	収入の5割までの合算が可能です。

※ 親孝行ローンの場合の収入合算ができる金額は、次のとおりです。

- ・収入合算者が申込本人と同居している場合又は融資宅地上の住宅に入居している場合 ……収入全額の合算が可能です。
- ・上記以外の場合 ……収入の5割までの合算が可能です。

※ 親子リレー返済の場合は、同居の有無にかかわらず、後継者の収入全額の合算が可能です。

！ ご注意
合算額が収入合算者の年収の5割を超える場合は、収入合算者の年齢によって借入期間が短くなる場合があります。

<3> 親孝行ローン

子等が、次の要件に当てはまる父母、祖父母等が居住する住宅の宅地を補修する場合は、子等が親孝行ローンをお申込みいただけます。

東日本大震災により居住していた住宅の宅地に被害が生じ、地方公共団体から宅地に被害を受けたことの証明書を交付されている満60歳(申込時)以上の父母・祖父母等

※ 親孝行ローンを希望する場合に必要なお申込時の提出書類は、10ページをご覧ください。

※ 融資の契約の手続き時に、融資の対象となる宅地の住宅に入居した父母・祖父母等の住民票の写しをご提出ください。

<4> お借入後の注意事項

- 1 返済金は、取扱金融機関の口座から、原則として決められた期日に引き落としとなりますが、返済日に引き落としができない場合には、通常の返済金（元金＋利息）の支払に加えて、別途「延滞損害金（年14.5%（年365日日割計算）」の支払義務が発生します。そのため、口座の残高が不足することがないようにお気をつけください。
- 2 機構との契約により次の場合は、融資金の残金全額を、一括して繰上返済していただくことになります。
 - (1) 6か月以上、毎回の返済金（元金＋利息）の返済を怠った場合
 - (2) 無断で融資の対象となる宅地を他人に譲渡した場合
 - (3) 無断で融資の対象となる宅地を住宅の宅地以外の用途に使用した場合
 - (4) 無断で融資の対象となる宅地の形状を変更し、又は第三者の賃借権を設定する等、機構に損害を及ぼすような行為を行った場合
 - (5) 虚偽又は不正な方法により融資の申込みを行った場合
 - (6) 反社会的勢力であることが判明した場合
- 3 返済方法の変更
お客さまが収入等の変化により返済方法の変更を希望され、機構が承認した場合、次のような返済方法の変更ができます。
 - (1) 返済日の変更
 - (2) ボーナス返済月の変更
 - (3) ボーナス払いの取りやめ
 - (4) 毎月返済分とボーナス返済分との内訳の変更
 - (5) 元利均等返済から元金均等返済又は元金均等返済から元利均等返済への変更

※ その他の返済方法の変更もありますので、ご返済中の取扱金融機関にご相談ください。

※ この手続には、手数料は必要ありません。
- 4 融資金を繰り上げて返済する場合
ご返済中において、お客さまの収入の変化によりまとまった蓄えができた場合、家計に余裕が生まれた場合等には、ご返済の途中で融資金の全部又は一部を繰り上げて返済していただけます。
 - (1) 融資金の全額を繰り上げて返済する場合
繰り上げてご返済される1か月前までに、ご返済中の取扱金融機関にお申出ください。
 - (2) 融資金の一部を繰り上げて返済する場合
繰り上げてご返済される1か月前までに、ご返済中の取扱金融機関にお申出ください。
繰り上げて返済できる額は100万円以上です。また、繰り上げて返済できる日（ご入金日）は毎月の返済日です。
 - (3) 「^{すまい}のーと My Note」（ご返済中のお客さま向けのインターネットサービス）をご利用いただいた場合、10万円以上（*）から一部繰上返済をご利用いただけます。詳しくは、24ページ記載の機構ホームページをご覧ください。

※ この手続には、手数料は必要ありません。

* 毎月のご返済額を減らすのではなく、返済期間を短くする方法（期間短縮）で行う場合は、1か月分以上の元金（ボーナス払いをご利用いただく場合は、ボーナス払いの分を含めた6か月単位の元金）が必要になります。

詳しくは、融資の契約時にお渡しする「ご契約をされたみなさまへ」をお読みください。また、ご不明な点は、取扱金融機関へお問合せください。

なお、返済の途中に事情が変わった場合（月々の返済でお困りになるような場合等）は、取扱金融機関又は機構支店に早めにご相談ください。

<5> プライバシーポリシー（個人情報保護方針要約）

機構は、高度情報通信社会における個人情報の保護及び適切な管理の重要性を深く認識し、保有する個人情報を適切に取り扱うこととし、個人情報の保護に関する法令その他の諸規範を遵守するとともに、以下に掲げる方針に従い、個人の権利利益の保護のために誠実かつ積極的に取り組みます。

1 個人情報の適正取得

機構は、氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、資産、年収、勤務先、家族構成、健康状態、金融機関からの借入れ状況その他のお客さまに関する個人情報を、偽りその他不正な手段によることなく適正に取得します。

2 個人情報の利用目的

機構は、保有する個人情報を、借入申込時にご提出いただく「個人情報の取扱いに関する同意書」に記載する利用目的その他取得の際に示した利用目的の範囲内で、かつ、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。

3 安全確保の措置

機構は、保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理（以下「個人情報の安全確保」といいます。）のために必要な措置を講じます。

機構は、役員及び職員（再雇用職員、嘱託職員、臨時職員及び派遣職員を含みます。以下同じ。）に対し個人情報の安全確保に関する研修を実施し、日常の業務において個人情報を適切に取り扱うことを徹底します。

機構は、個人情報の保護に関する諸規定を整備し、それを遵守するとともに、継続して当該諸規定を見直し、改善します。

4 役員及び職員の義務

次の(1)及び(2)に掲げる者は、機構の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しません。

(1) 機構の役員及び職員又はこれらの職にあった者

(2) 機構から個人情報を取り扱う業務の委託を受け、その委託業務に従事している者又は従事していた者

5 委託先の選定及び監督

機構は、個人情報を取り扱う業務の全部又は一部を委託する場合は、委託先において個人情報の安全確保の措置及び体制の整備が図られていることを判断するため委託先の選定基準を策定し、当該基準を満たしている者に対してのみ委託するものとします。また、機構は、個人情報の安全確保の措置等を徹底することを委託契約に明記するとともに、委託先を監督し、委託契約の内容が遵守されているかを定期的に確認します。

6 個人情報の第三者への提供の制限

機構は、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する場合を除き、お客さまから取得した個人情報を第三者に提供することはありません。

(1) 法令に基づく場合で必要と判断されるとき。

(2) お客さまの同意があるとき又はお客さまに提供するとき。

(3) 行政機関、他の独立行政法人等、地方公共団体または地方独立行政法人に保有する個人情報を提供する場合において、個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務または業務の遂行に必要な限度で提供した個人情報を利用し、かつ、利用することについて相当な理由があるとき。

(4) 専ら統計の作成または学術研究の目的のために必要と判断されるとき。

(5) 明らかにお客さまの利益になると判断されるとき。

(6) その他保有する個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

ただし、機構は借入申込時にご提出いただく「個人情報の取扱いに関する同意書」に記載する第三者に対して業務の遂行上保有する個人情報を提供することがあります。提供に当たっては、当該第三者に対し、提供した個人情報の利用の目的及び方法を制限し、個人情報の安全確保の措置を講ずることを求めます。また、機構が業務の遂行上経常的に提供する個人情報の内容、提供先の第三者における個人情報の利用目的等を、機構のホームページ上に公表します。

7 個人情報ファイル簿の作成及び公表

機構が保有している個人情報ファイルについては、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）の規定により、個人情報ファイル簿を作成し、機構のホームページ上及び9のお問合せ窓口において公表します。

8 個人情報の開示、訂正及び利用停止

機構が保有する個人情報について、開示、訂正及び利用停止の請求があった場合は、請求者がお客さま本人であることを確認した上で、特別な理由のない限り速やかに対応します。請求の方法及び開示に係る手数料の額は、機構のホームページ上に公表します。

9 お問合せ窓口（個人情報保護窓口）

(1) 機構の店頭（借入申込時にご提出いただく「個人情報の取扱いに関する同意書」をご覧ください。）

(2) 機構のホームページ www.jhf.go.jp

空 白

記入日 平成 年 月 日

独立行政法人住宅金融支援機構 御中

申込本人	氏名	実印
	住所	
	電話番号	(- -)

宅地の被害に係る証明書の提出に関する念書

平成__年__月__日付けで機構宛に申し込んだ下記宅地に係る災害復興宅地融資の利用に当たっては、宅地に被害を受けたことを証する地方公共団体の証明書*の原本提示及びその写の提出が必要ですが、地方公共団体から当該証明書の交付を受けられないことから原本提示及びその写の提出ができません。

つきましては、次の事項を申し出ますので、当該証明書の原本提示及びその写の提出を猶予願います。

なお、これらの申出事項に違反したときは、今回の融資を受けられなくなっても異議ありません。

- 1 金銭消費貸借契約時まで当該証明書の原本を提示し、その写を提出します。
- 2 万一、上記期限までに当該証明書の原本提示等を行えない事情が発生した場合は速やかに機構宛に連絡します。

記

所在地： _____

所有者： _____

* 宅地に被害を受けたことを証する地方公共団体の証明書とは、地方公共団体の長の名義で発行された被害状況を証明する書類で、名称は問いません。

なお、「り災届出証明書」等、ご本人による被害状況の届出に対する受理証明書はこれに該当しませんのでご注意ください。

[金融機関利用欄] (適宜使用ください。)

受付日	この念書の写交付	担当	確認者

* お客さまにこの念書の写をお渡し願います。

空 白

機構融資借入申込書 (担保提供者に関する申出書)

独立行政法人住宅金融支援機構 御中

申込本人 (氏名)

(実印)

連帯債務者 (氏名)

(実印)

1. 私 (申込本人及び連帯債務者をいいます。) は、独立行政法人住宅金融支援機構 (以下「機構」といいます。) から
の借入に当たり、取得する不動産に関連して、次表の担保提供者 (以下「担保提供者」といいます。) から担保提
供を受けます。
2. 私は、担保提供者に関する個人情報について、偽りその他不正な手段によることなく適正に取得し、かつ、提供す
ることについて、本人の同意を得た上で、機構に提供します。
3. 私は、担保提供者が暴力団等の反社会的勢力に該当する場合 (該当する懸念があると機構が判断する場合を含みま
す。) には、融資の謝絶等が行われることを了承します。

担保提供者	担保提供物	① 建物のみ ② 土地のみ ③ 建物及び土地	フリガナ 氏名 (姓) (名)	申込 本人と 関係	記入 の係
	生月年日	明治 大正 昭和 平成	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日		
住所 (〒 -)					
担保提供者	担保提供物	① 建物のみ ② 土地のみ ③ 建物及び土地	フリガナ 氏名 (姓) (名)	申込 本人と 関係	記入 の係
	生月年日	明治 大正 昭和 平成	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日		
住所 (〒 -)					
担保提供者	担保提供物	① 建物のみ ② 土地のみ ③ 建物及び土地	フリガナ 氏名 (姓) (名)	申込 本人と 関係	記入 の係
	生月年日	明治 大正 昭和 平成	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日		
住所 (〒 -)					
担保提供者	担保提供物	① 建物のみ ② 土地のみ ③ 建物及び土地	フリガナ 氏名 (姓) (名)	申込 本人と 関係	記入 の係
	生月年日	明治 大正 昭和 平成	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日		
住所 (〒 -)					

※ この書類は、借入申込書の担保提供者記載欄が不足する場合にご提出ください。

金融機関
使用欄

空 白

記入日 平成 年 月 日

親孝行ローンに関する申出書

独立行政法人住宅金融支援機構 御中

申込本人	氏名	実印
	住所	

私は、親族の居住の用に供するための住宅に係る親孝行ローンの借入申込みに当たり、独立行政法人住宅金融支援機構の融資に関する資格、条件及び手続について了解し、融資住宅に入居する者について下記のとおり申し出ます。

融資住宅に入居する方	氏名	フリガナ	年齢	生年月日
			歳	大・昭 ____年 ____月 ____日
	現住所	フリガナ (〒 ____) (TEL ____ - ____)		
	申込人と続柄※1	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> その他 ()		
申込人	申込人の融資住宅への同居※1 (金消契約時)	<input type="checkbox"/> 同居有	同居無の場合のみ記入：住居費の負担状況※2	
		<input type="checkbox"/> 同居無	<input type="checkbox"/> 1 住宅ローン返済中 (毎月 _____ 万円)	<input type="checkbox"/> 2 賃貸 (毎月 _____ 万円)
			<input type="checkbox"/> 3 負担 無	

※1 該当箇所にレ印をつけてください。

※2 1又は2に該当する場合、「資金計画・返済計画表」の「今回の融資物件以外に係る借入金」欄に住居費を転記して下さい。

空 白

(メ モ)

【上記以外に係るお問合せ先】

住宅金融支援機構 お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）

0120 - 086 - 353（通話無料）

※ 国際電話等をご利用いただけない場合は、<TEL 048-615-0420 >におかけください（通話料金がかかります。）。

※ 電話相談は、土曜日及び日曜日も実施します（受付時間：9:00～17:00）（祝日及び年末年始を除きます。）。

【機構ホームページアドレス】 www.jhf.go.jp